

【落札者決定基準】 特別簡易型(Ⅱ)・県内型 ②地域内拠点なし・登録基幹技能者あり・ICT施工技術の活用あり 【令和8年8月18日】

【価格以外の評価結果】 事後審査方式 【令和8年 9月15日】

【総合評価結果】

※1)評価値は10のべき乗を用いて指数表記としたうえ、整数第1位から始まる仮数のみを記入すること(例: $3.210 \times 10^{-7} \Rightarrow 3.210$)

※小数点第3位止めの評価値で差がつかない場合は小数点第4位以下の評価値を算出する。

※2) 落札者の決定については、学識経験者が必要と認める場合に意見聴取を実施する。不要の場合は、斜線を記入すること。

※3) 公共工事入札情報サービス(PPI)にて契約結果を公開する際に、総合評価方式に関する評価調書(第12号)を添付することで、評価点を公表する。公表時は学識経験者名は非表示とする。